

|    |                    |                    |
|----|--------------------|--------------------|
| 改正 | 昭和二七年 三月一〇日規則第六号   | 昭和三〇年十一月一〇日規則第六五号  |
|    | 昭和三三年 三月二九日規則第一二号  | 昭和三五年十二月一〇日規則第五七号  |
|    | 昭和三七年 六月一四日規則第三八号  | 昭和三八年 二月 一日規則第二号   |
|    | 昭和三九年十一月 五日規則第一二五号 | 昭和四〇年 八月三〇日規則第五一号  |
|    | 昭和四一年一〇月三一日規則第五七号  | 昭和四二年十一月一〇日規則第五七号  |
|    | 昭和四三年十一月二九日規則第六九号  | 昭和四四年 四月一六日規則第二二号  |
|    | 昭和四四年一〇月 六日規則第五〇号  | 昭和四五年一〇月三〇日規則第一〇六号 |
|    | 昭和四九年 一月一六日規則第三号   | 昭和五一年 八月一八日規則第七八号  |
|    | 昭和五三年 七月 五日規則第七一号  | 昭和五六年一〇月二八日規則第九〇号  |
|    | 昭和五八年 六月一三日規則第三六号  | 昭和五九年 九月一四日規則第六八号  |
|    | 昭和六〇年 四月一五日規則第四四号  | 平成 二年 九月二八日規則第六三号  |
|    | 平成 三年 三月一三日規則第一一号  | 平成 六年 九月三〇日規則第八七号  |
|    | 平成 七年 九月一日規則第六九号   | 平成一〇年 二月二三日規則第三号   |
|    | 平成一一年 三月一七日規則第八号   | 平成一二年 三月二八日規則第一九号  |
|    | 平成一三年 三月二七日規則第一一号  | 平成一三年 三月三〇日規則第五〇号  |
|    | 平成一三年 九月二八日規則第七五号  | 平成一四年 三月二六日規則第三九号  |
|    | 平成一五年 三月一八日規則第八号   | 平成一五年一〇月 七日規則第九七号  |
|    | 平成一六年 四月二七日規則第四八号  | 平成一七年 四月二六日規則第六一号  |
|    | 平成一八年 三月二八日規則第二三号  | 平成二〇年 三月二八日規則第二一号  |
|    | 平成二一年 四月二一日規則第三一号  | 平成二二年 六月二二日規則第三九号  |
|    | 平成二三年 四月 一日規則第三一号  | 平成二四年 三月 九日規則第六号   |
|    | 平成二五年 一月二九日規則第一号   |                    |

愛知県漁業調整規則をここに公布する。

愛知県漁業調整規則

第一章 総則

(目的)

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項及び第二項並びに水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、並びにこれらの法律を実施するため、漁業取締りその他漁業調整及び水産資源の保護培養に関する事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕、一部改正〔平成二〇年規則二一号〕

(代表者の届出)

第二条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、様式第一によるものとする。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・平成一二年一九号〕

(漁業権等に関する申請書の様式)

第三条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 漁業法第八条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可の申請書 様式第二
- 二 漁業法第十条の規定による免許の申請書 様式第三
- 三 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請書 様式第四

追加〔昭和四〇年規則五一号〕、一部改正〔平成一二年規則一九号・一三年五〇号〕

(県内に住所を有しない者の申請書等の添付書類)

第三条の二 県内に住所を有しない者が次に掲げる漁業に関する申請書又は届出書を知事に提出する場合にあつては、その住所の所在する県の知事の意見書を添付しなければならない。

- 一 第五種共同漁業（漁業法第六条第五項第五号に規定する第五種共同漁業をいう。）

二 第四条第三号に規定するしらす機船船びき網漁業（地方名称の「しろめ網漁業」をいう。以下同じ。）

三 第四条第六号に規定するさし網漁業のうち、きすこぎさし網漁業及びきす流網漁業  
追加〔平成一二年規則一九号〕、一部改正〔平成二〇年規則二一号・二四年六号〕  
（海域の定義）

第三条の三 この規則において「伊勢湾」とは、三重県鳥羽市小浜町西崎、桃取町島ヶ崎、答志町長刀鼻、神島町ゴリ鼻及び神島町オーカ鼻並びに田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによつて囲まれた海域から三河湾を除いた海域をいう。

2 この規則において「三河湾」とは、知多郡南知多町大字師崎林崎及び同郡南知多町大字日間賀島尾張大磯灯標並びに田原市伊良湖町古山頂上を順次結んだ直線と陸岸とによつて囲まれた海域をいう。

3 この規則において「渥美外海」とは、伊勢湾及び三河湾を除く海域をいう。  
追加〔昭和三五年規則五七号〕、一部改正〔昭和三七年規則三八号・四〇年五一号・四九年三号・平成一八年二三号〕

（小型機船底びき網漁業の地方名称）

第三条の四 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和二十七年農林省令第六号）第一条第一項各号に掲げる小型機船底びき網漁業のうち次の表の上欄に掲げるものの地方名称は、同表下欄に掲げるとおりとする。

| 小型機船底びき網漁業の種類  | 地方名称                             |
|----------------|----------------------------------|
| 手繰第一種漁業        | いかりどめ手繰網漁業及びも手繰網漁業               |
| 手繰第二種漁業        | 備前網漁業及び餌料びき網漁業                   |
| 手繰第三種漁業        | 貝けた網漁業、えびけた網漁業、なまこけた網漁業及び改良備前網漁業 |
| その他の小型機船底びき網漁業 | まめ板網漁業及び渥美外海板びき網漁業               |

追加〔昭和三五年規則五七号〕、一部改正〔昭和三九年規則一二五号・四〇年五一号・四五年一〇六号・六〇年四四号・平成二四年六号〕

## 第二章 漁業の許可

（漁業の許可）

第四条 内水面以外の水面において、次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第十号までに規定する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、第十一号に規定する漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第七号及び第十一号に規定する漁業にあつては、漁業法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一 小型まき網（総トン数五トン未満の船舶によりまき網を使用するものをいう。以下「小型まき網漁業」という。）

二 機船船びき網（次号に規定する漁業を除く。以下「機船船びき網漁業」という。）

三 しらす機船船びき網（以下「しらす機船船びき網漁業」という。）

四 ごち網（以下「ごち網漁業」という。）

五 改良囲目網（以下「改良囲目網漁業」という。）

六 さし網（次号に規定する漁業を除く。以下「さし網漁業」という。）

七 固定式さし網（以下「固定式さし網漁業」という。）

八 えびすくい網（三河湾において営むものに限る。以下「えびすくい網漁業」という。）

九 空（から）釣（つり）こぎ（無動力漁船によるものを除く。以下「空（から）釣（つり）こぎ漁業」という。）

十 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「潜水器漁業」という。）

- 十一 小型定置網（角建網、つぼ網及び建干網に限る。以下「小型定置網漁業」という。）  
全部改正〔平成二〇年規則二一〇号〕

#### 第五条 削除

削除〔昭和三八年規則二号〕

（許可の申請）

第六条 漁業法第六十六条第一項又は第四条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第六十六条第一項に規定する漁業及び第四条第一号から第十号までに規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、同条第十一号に規定する漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第五による申請書を知事に提出しなければならない。

2 第十六条第一項又は第三項の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第十八条第一項、第二十二條及び第二十三條第一項の規定により漁業の許可の申請をする場合は、この限りでない。

3 知事は前項の期間を定めたときは、これを公示する。

4 前項の公示に係る漁業の許可の申請をした者が、その後死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併により成立した法人又は当該分割により当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 第一項の申請書の外知事は、必要と認める書類の提出を命ずることができる。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・三八年二号・四〇年五一号・四五年一〇六号・平成一三年一一号・二〇年二一〇号〕

（許可の有効期間）

第七条 漁業の許可の有効期間は、三年とする。ただし、第二十二條又は第二十三條第一項の規定による許可にあつては、従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、海区漁業調整委員会（内水面における漁業にあつては、内水面漁場管理委員会。第二十三條第二項を除き、以下同じ。）の意見をきいて、第一項の期間より短い期間を定めることがある。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号・平成二〇年二一〇号〕

（許可証の交付）

第八条 漁業の許可をしたときは、知事は、その申請者に様式第六の許可証を交付する。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号〕

（許可証の携帯義務）

第九条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

2 許可証の書換申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者がその許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、その許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

一部改正〔昭和三三年規則一〇号・四〇年五一号・平成一二年一九号〕

（許可証の譲渡等の禁止）

第十条 許可証及び前条第二項の規定による許可証の写は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

一部改正〔昭和三五年規則五七号〕

（許可番号の表示）

第十条の二 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、船首、船橋又は両げん側で外部から見やすい箇所に、様式第七による許可番号を明りように表示しなければならない。

2 小型機船底びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに前項の規定によりした表示を消さなければならない。

追加〔昭和四〇年規則五一号〕

(許可の制限又は条件)

第十一条 知事は、漁業調整のため又は水産資源の保護培養のため、必要があると認めるときは、漁業を許可するにあたり、その許可に制限又は条件を付けることがある。

一部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第十二条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものをいう。以下同じ。）船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあつては、漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

(許可の内容の変更の許可)

第十二条の二 漁業の許可を受けた者が、漁業の許可の内容を変更しようとするときは、様式第八による申請書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

2 第六条第六項の規定は、前項の許可に準用する。

追加〔昭和四〇年規則五一号〕

(許可証の書換交付の申請)

第十三条 漁業の許可を受けた者は、許可書の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更を生じたときは、すみやかに（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき。）様式第九による申請書を提出して、知事に許可証の書換交付を申請しなければならない。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号〕

(許可証の再交付の申請)

第十四条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき（\）損したときは、すみやかに様式第十による申請書を提出して、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号〕

(許可証の書換交付及び再交付)

第十四条の二 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書換えて交付し、又は再交付する。

一 第十二条の二の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。

二 第十三条の規定による書換交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

三 第二十四条第二項の規定による届出があつたとき。

四 第三十条第一項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

追加〔昭和四〇年規則五一号〕

(許可証の返納)

第十五条 漁業の許可を受けた者は、その許可がその効力を失い、若しくは取り消された場合又は前条の規定により許可証の書換交付又は再交付を受けた場合には、すみやかに従前の許可証を知事に返納しなければならない。ただし、許可証を返納することができないときは、事由を具してその旨を知事に届け出なければならない。

2 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人又は清算人が前項の手続をしなければならない。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号・平成一三年一一号〕

(漁業許可の定数)

第十六条 知事は、漁業取締りその他漁業調整のため又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第四条各号に規定する漁業につき及び漁業法第六十六条第一項に掲げる漁業のうち同条第三項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることがある。

- 2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。
- 3 農林水産大臣が漁業法第六十六条第三項の規定に基づき、知事が許可することができる船舶の隻数の最高限度を定めたときは、当該隻数の最高限度は、第一項の規定によつて知事が定めた定数とみなす。
- 4 知事は、第一項の定数を定めたときは、これを公示する。
- 5 第二項及び前項の規定は、第一項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

一部改正〔昭和二七年規則六号・三五年五七号・三八年二号・四〇年五一号・五三年七一号・平成二〇年二一号〕

（起業の認可）

第十七条 漁業の許可を受けようとする者であつて、現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、又はその返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

- 2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、様式第五による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第六条第二項から第六項まで、第十一条、第十二条の二第一項及び第十六条第一項の規定は、第一項の起業の認可に準用する。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号〕

第十八条 知事は、起業の認可を受けた者が、その起業の認可に基づいて許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、第十九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をするものとする。

- 2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可はその期間満了の日に効力を失う。

一部改正〔昭和四〇年規則五一号・平成二〇年二一号〕

（許可又は起業の認可をしない場合）

第十九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。

- 一 申請者が、第二十条に規定する適格性を有する者でない場合
- 二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合
- 三 漁業調整のため又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合
- 2 知事は、前項第一号又は第二号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行うものとする。
- 3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。
- 4 知事は、第一項第三号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

一部改正〔昭和四〇年規則五一号・平成六年八七号〕

（許可又は起業の認可についての適格性）

第二十条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいづれにも該当しない者とする。

- 一 漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者
- 二 前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであつても、実質上その漁業の経営を支配するに至るおそれがあるもの

一部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

（許可等の基準）

第二十一条 定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請が定数をこえる場合には、知事は、少なくとも次に掲げる事項を考慮して漁業ごとに漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は認可をするものとする。

- 一 漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため、又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。
  - 二 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。
- 2 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすべて認めるときは、当該漁業の定数をこえることとなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第六条第三項（第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により公示した漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあつては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており又は受けていた者にあつては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び推進機関の馬力数が当該漁業の許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び推進機関の馬力数をこえないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して許可又は認可をするものとする。
- 3 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をするときは、定数をこえることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を考慮して漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は認可をするものとする。
- 一 当該漁業の操業状況
  - 二 各申請者が当該漁業に依存する程度
  - 三 船舶ごとに許可を要する漁業にあつては、前項の規定により許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数
- 4 知事は、第一項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

（許可等の特例）

第二十二条 知事は、定数漁業のうち、船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第十九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- 一 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合
- 二 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六箇月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起業の認可を申請した場合

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

第二十三条 知事は、定数漁業のうち、船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかに該当し、かつ、その申請の内容が従前に許可を受けた内容と同一であるときは、第十九条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- 一 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と共同して当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これに準ずる場合
- 二 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が知事が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。

三 その許可又は起業の認可を申請した者が、漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であつて知事が別に定めて公示するものを営み若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合

四 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合

2 知事は、前項第二号又は第三号の規定に基づき、船舶の合計総トン数若しくは漁業を定め、又はこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見をきくものとする。

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕、一部改正〔平成一三年規則一一号〕

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第二十四条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、合併により解散し、又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人又は当該分割により当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から二箇月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕、一部改正〔平成一三年規則一一号〕

第二十五条及び第二十六条 削除

削除〔昭和四〇年規則五一号〕

(許可又は認可の取消し)

第二十七条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第二十条に規定する適格性を有する者でなくなつたときは、知事は、漁業の許可又は認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行うものとする。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号・平成六年八七号〕

第二十八条 漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から六箇月間又は引続き一年間休業したときは、知事は、その許可を取消すことができる。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰する事由による場合を除き、第三十条第一項若しくは第五十条の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示、同条第十一項の規定に基づく命令、同法第六十八条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第四項において読み替えて準用する同法第六十七条第十一項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 漁業の許可を受けた者が、一漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間をあらかじめ知事に届けなければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届けなければならない。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号・平成六年八七号・一二年一九号・一三年七五号〕

第二十九条 削除

削除〔昭和四〇年規則五一号〕

(漁業調整等のための許可等の変更、取消し、又は操業停止等)

第三十条 知事は、漁業調整のため又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取消し、又は操業を停止させることがある。

2 許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときもまた、前項に同じである。

3 前項の規定による処分は、前項の違反者に係る漁業の全部の許可について行うことがある。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更若しくは制

限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとするときは、聴聞を行うものとする。

5 第二十七条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号・平成六年八七号〕

(許可又は認可の失効)

第三十一条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第二十四条第一項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は認可はその効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可はその効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その効力を失う。

一 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

二 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

一部改正〔昭和二七年規則六号・三五年五七号・四〇年五一号〕

### 第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第三十二条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養のため害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の適用を受ける者については、適用しない。

一部改正〔昭和四〇年規則五一号・四九年三号〕

(保護水面における採捕の制限)

第三十三条 水産資源保護法第十五条第一項の規定によつて指定された次の各号に掲げる保護水面の区域においては、水産動植物を採捕してはならない。ただし、同法第十七条に規定する当該保護水面の管理計画の範囲内において知事が許可した場合は、この限りでない。

一 次に掲げる基点あ、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点うの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた水面

基点あ 田原市五十鈴川口左岸に管理者が建設した標柱の位置

基点い 田原市仁崎町前洲一番地一北西角漁業権基標二百三号の位置

基点う 田原市野田町坂下堤防に管理者が建設した標柱の位置

ア 基点あから九度(真方位をいう。以下同じ。)三百四十五メートルの点

イ 基点いから四十八度四十五分三百六十メートルの点

ウ 基点いから一度二百七十メートルの点

エ 基点いから二百八十五度七百八十メートルの点

オ 基点いから二百六十九度九百六十メートルの点

カ 基点うから三百三十七度三十分三百五十メートルの点

二 次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結んだ直線によつて囲まれた水面

ア 基点(西尾市鳥羽町干拓地南東角に管理者が建設した標柱の位置をいう。以下この号において同じ。)から九十七度五分七百十メートルの点

イ 基点から百二十五度二分三百五十メートルの点

ウ 基点から百九十三度五分六百八十メートルの点

エ 基点から百八十度十八分八百メートルの点

オ 基点から百三十四度二十三分五百五十メートルの点

カ 基点から百十度二十六分八百二十メートルの点

全部改正〔昭和四三年規則六九号〕、一部改正〔昭和四四年規則二二号・平成一五年九七号・二三年三一号〕

(水産動物の採捕の禁止期間等)



第三十四条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の下欄に規定する期間は、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

| 名称                         | 禁止期間                                       |
|----------------------------|--|
| あわび                        | 十月一日から<br>十二月三十一日まで                        |
| なまこ                        | 四月一日から<br>十一月三十日まで                         |
| ぼら（当歳のものに限る、地方名称の「いな」をいう。） | 三月一日から<br>七月三十一日まで                         |
| しらうお                       | 四月一日から<br>十一月三十日まで                         |
| あゆ                         | 一月一日から<br>五月十日（木曾川及び南派川においては、同月三十一日）       |
| おいかわ（地方名称の「しらはえ」をいう。以下同じ。） | 十二月一日から<br>翌年二月末日まで<br>（竿（さお）釣で採捕する場合を除く。） |
| あまご（地方名称の「あめのうお」をいう。以下同じ。） | 十月一日から<br>翌年一月三十一日まで                       |

2 前項の規定による禁止に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

一部改正〔昭和二七年規則六号・三三年一二号・三五年五七号・三七年三八号・四〇年五一号・四四年二二号・五一年七八号・五六年九〇号・五九年六八号・平成一〇年三号・二一年三一号〕

（全長の制限等）

第三十五条 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表の下欄に規定する大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

| 名称    | 大きさ                                     |
|-------|---|
| あわび   | 殻長 八センチメートル以下                           |
| はまぐり  | 殻長 三センチメートル以下                           |
| あさり   | 殻長 二・五センチメートル以下                         |
| あかがい  | 殻長 五センチメートル以下                           |
| とりがい  | 殻長 四センチメートル以下                           |
| ばかがい  | 殻長 四センチメートル以下                           |
| くるまえび | 全長 八センチメートル以下                           |
| うなぎ   | 全長 二十センチメートル以下（佐久間湖においては、全長三十センチメートル以下） |
| こい    | 全長 二十センチメートル以下                          |
| ふな    | 全長 六センチメートル以下（佐久間湖においては、全長十センチメートル以下）   |
| あまご   | 全長 十五センチメートル以下                          |
| にじます  | 全長 十五センチメートル以下                          |
| いわな   | 全長 十五センチメートル以下                          |

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

一部改正〔昭和二七年規則六号・三五年五七号・四〇年五一号・五六年九〇号〕

(あさりの採捕の禁止区域)

第三十五条の二 三河湾のうち、次に掲げる点を順次結んだ直線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域においては、あさりを採捕してはならない。ただし、くまで(幅十五センチメートル以下のものに限る。)又は徒手により採捕する場合は、この限りでない。

一 基点(蒲郡市三谷町南山と同市大塚町山ノ沢の境界漁業権基標百三十八号の位置をいう。以下この条において同じ。)

二 基点から百六十六度三十七分千四百九十五メートルの点

三 基点から百十二度二十分三千七百七十六メートルの点

四 田原市緑が浜田原二区埋立地北東角漁業権基標二百五十号の位置

五 豊橋市神野ふ頭町神野東ふ頭南西角漁業権基標二百五十一号の位置

追加〔平成一一年規則八号〕、一部改正〔平成一五年規則九七号〕

(禁止漁業)

第三十六条 沖縄式追込網により営む漁業は、漁業法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕、一部改正〔平成二〇年規則二一号〕

(漁法の禁止)

第三十七条 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

一 水中に電流を通じてする漁法

二 びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)

三 動力を利用する瀬干漁法

四 三重県伊勢市大湊町宇治山田港大湊防波堤灯台、知多郡南知多町尾張野島灯台及び同郡南知多町羽豆岬突端を順次結んだ直線と陸岸により囲まれた海域並びに三河湾においてL字型開口板を使用してする底びき網漁法

五 内水面において火光を利用して行う漁法(うしがえるを採捕する漁法、う飼漁法、鶴戸川におけるちようちん網漁法及び木曾川における三枚流し網漁法を除く。)

六 水中銃(発射装置を有する刺突具類であつて水中で使用するもの)

一部改正〔昭和三五年規則五七号・三九年一二五号・四〇年五一号・四五年一〇六号・五九年六八号・平成一四年三九号・一八年二三号〕

(漁具の制限)

第三十八条 次の表の上欄に掲げる漁具により、水産動物を採捕する場合にあつては、その漁具は、それぞれ同表の下欄に規定する範囲内でなければならない。

| 名称   | 範囲   |
|--|--|
| 建干網  | 網目 三センチメートル以上  |
| 機船船びき網<br>(いわし、いかなご、しらす<br>又はさよりを採捕する場合<br>に限る。) | 網目 いわしを採捕する場合にあつては五十センチメートルにつき八十経以上百五経以下、いかなご又はしらすを採捕する場合にあつては五十センチメートルにつき百四十経以上二百四十経以下、さよりを採捕する場合にあつては十五センチメートルにつき十節以上十六節以下 |
| さわら流網  | 網の長さ 七百五十メートル以下  |
| 源式網  | 網の長さ 四百メートル以下  |
| 三枚網漁業に使用する三枚網                                    | 網の長さ 四百メートル以下  |
| 小型機船底びき網   | 網目 十五センチメートルにつき二十八節以下(もじ網にあつては、五十センチメートルにつき百五経以下)  |
| 内水面における網   | 網目 一センチメートル以上  |

一部改正〔昭和二七年規則六号・三三年一二号・三五年五七号・四〇年五一号・五六年九

○号]

(禁止漁具の搭載禁止)

第三十八条の二 滑走装置を備えたけは、伊勢湾及び渥美外海において小型機船底びき網漁業に使用する目的で船舶に搭載してはならない。

追加〔昭和四〇年規則五一号〕、一部改正〔平成二年規則六三号〕

(内水面における禁止区域及び禁止期間)

第三十九条 次の表の上欄に掲げる水域のうち、同表の下欄に掲げる水域内においては、水産動物を採捕してはならない。

| 水域    | 禁止区域   |
|-------|--|
| 天竜川筋  | 静岡県浜松市佐久間町の電源開発株式会社水窪発電所放水口の上流端の上流百五十メートルから同放水口の下流端の下流百五十メートルまでの区域 |
|       | 北設楽郡豊根村の電源開発株式会社新豊根発電所放水口の上流端の上流千メートルから同放水口の下流端の下流千メートルまでの区域       |
|       | 北設楽郡豊根村の電源開発株式会社佐久間えん堤の上流端から上流千メートルまでの区域                           |
| 大入川筋  | 北設楽郡豊根村上黒川字川合の大入頭首工えん堤の上流端の上流二百メートルから同上流端の下流百メートルまでの区域             |
|       | 北設楽郡豊根村古真立の新豊根えん堤の上流端から上流八百メートルまでの区域                               |
| 大千瀬川筋 | 北設楽郡東栄町大字中設楽字外富田の振草頭首工えん堤の上流端の上流二百メートルから同上流端の下流百メートルまでの区域          |
| 宇連川筋  | 新城市川合の宇連えん堤の上流端の上流四百メートルから同上流端の下流百五十メートルまでの区域                      |
|       | 新城市大野の大野頭首工えん堤の上流端の上流百五十メートルから同上流端の下流二百五十メートルまでの区域                 |
| 阿寺川筋  | 新城市大野の天橋の下流端から下流の区域  |
| 巴川筋   | 岡崎市細川町字門立の細川頭首工えん堤の上流端の上流百メートルから同上流端の下流三百メートルまでの区域                 |
| 矢作川筋  | 豊田市閑羅瀬町の矢作えん堤の上流端の上流二百メートルから同えん堤の下流端の下流四百メートルまでの区域                 |
|       | 豊田市時瀬町の矢作第二えん堤の上流端の上流二百メートルから同えん堤の下流端の下流二百メートルまでの区域                |
|       | 豊田市市平町の百月発電所岩倉えん堤の上流端から下流五百メートルまでの区域                               |
| 木曾川筋  | 犬山市大字犬山の濃尾用水犬山頭首工えん堤の上流端の上流百メートルから同上流端の下流百二十メートルまでの区域              |
|       | 稲沢市祖父江町馬飼の馬飼頭首工えん堤の上流端の上流二百メートルから同えん堤の下流端の下流二百メートルまでの区域            |

2 次の表の上欄に掲げる水域のうち、同表の中欄に掲げる区域内においては、同表の下欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。

| 水域  | 禁止区域  | 禁止期間           |
|-----|---|----------------|
| 豊川筋 | 新城市一鉄田の牟呂松頭首工えん堤の上流端の上流百メートルから同上流端の下流百メートルまでの区域 | 四月一日から六月三十日まで  |
|     | 豊川市当古町西新屋の当古橋の上流端の上流八百メートルから同上流端の下流千百メートルまでの区域  | 九月一日から十一月三十日まで |

|      |   |                |
|------|---|----------------|
| 巴川筋  | 豊田市則定町小畑の白瀬発電所えん堤の上流端から下流六百メートルまでの区域              | 三月一日から七月三十一日まで |
| 乙川筋  | 岡崎市大平町字下市場の仁田えん堤の上流端から下流三百メートルまでの区域               | 九月一日から十一月三十日まで |
| 矢作川筋 | 豊田市平戸橋町波岩の越戸発電所えん堤の下流端から下流二百メートルまでの区域             | 四月一日から七月三十一日まで |
|      | 豊田市水源町の明治用水頭首工の上流端の上流百メートルから同上流端の下流三百メートルまでの区域    | 三月一日から七月三十一日まで |
|      | 安城市藤井町の藤井床固めの上流端の上流百メートルから同床固めの下流端の下流百五十メートルまでの区域 | 三月一日から七月三十一日まで |
| 庄内川筋 | 春日井市玉野町字東谷の玉野えん堤の上流端の上流百メートルから同上流端の下流百メートルまでの区域   | 三月一日から七月三十一日まで |
| 木曾川筋 | 一宮市北方町の東海道本線下り線橋梁(りょう)の上流端から上流千メートルまでの区域          | 九月一日から十一月三十日まで |

全部改正〔昭和五一年規則七八号・一〇年三号〕、一部改正〔平成一七年規則六一号・一八年二三号〕

(網漁具使用の禁止区域)

第四十条 次の各号に掲げる区域内においては、網漁具を使用して水産動物を採捕してはならない。

- 一 田原市池尻町沖の黒八場大型魚礁の中心点(北緯三十四度三十一分五十五秒、東経百三十七度十二分十三秒)から百メートル以内の海域
- 二 知多郡南知多町野島南西の沖の瀬大型魚礁の中心点(北緯三十四度三十八分二十四秒、東経百三十六度五十六分四十九秒)から百五十メートル以内の海域
- 三 田原市越戸町大山沖の沈船の中心点(北緯三十四度三十一分三十五秒、東経百三十七度九分五十五秒)から百メートル以内の海域
- 四 知多郡南知多町野島南南東のトノ瀬大型魚礁の中心点(北緯三十四度三十八分二秒、東経百三十七度一分七秒)から百メートル以内の海域
- 五 知多郡南知多町下瀬礁灯標から百七十八度五百六十メートルの大型魚礁の中心点(北緯三十四度四十一分三十八秒、東経百三十六度五十九分二十九秒)から百五十メートル以内の海域
- 六 知多郡南知多町下瀬礁灯標から百六十八度九百七十メートルの大型魚礁の中心点(北緯三十四度四十一分二十六秒、東経百三十六度五十九分三十七秒)から百五十メートル以内の海域
- 七 田原市赤羽根漁港東防波堤先端から百五十度四十五分五千四百メートルの高松の瀬大型魚礁の中心点(北緯三十四度三十三分四十五秒、東経百三十七度十三分七秒)から百五十メートル以内の海域

全部改正〔昭和三五年規則五七号〕、一部改正〔昭和四〇年規則五一号・四二年五七号・四四年二二号・平成一四年三九号・一五年九七号〕

第四十一条 削除

削除〔平成二〇年規則二一号〕

(電気設備の制限)

第四十二条 次の表の上欄に掲げる漁業に使用する漁船には、一統につき、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲をこえる電気設備をしてはならない。

| 名称                        | 総設備容量の範囲                                    |
|---------------------------|---|
| 中型まき網漁業                   | 発電機(蓄電池を含む。)五キロワット以内<br>集魚灯に使用する電球 四キロワット以内 |
| あじ一本釣漁業、さば一本釣漁業及びいさき一本釣漁業 | 発電機(蓄電池を含む。)二キロワット以内<br>集魚灯に使用する電球 一キロワット以内 |

- 2 中型まき網漁業には、一統につき、四隻をこえる火船を使用してはならない。
- 3 伊勢湾及び三河湾において漁業を営む場合には、一統につき百ワットをこえる光力の集魚灯を使

用してはならない。

一部改正〔昭和三三年規則一二号・三五年五七号・四〇年五一号〕

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第四十三条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 その土砂、岩石又は岩礁の所在する場所
- 三 破碎又は採取する目的
- 四 破碎又は採取時間及び期間
- 五 破碎又は採取に伴う補償の措置
- 六 その他参考となるべき事項

3 内水面に係る第一項の許可を受けようとする者は、漁業権を有する者が水産資源の保護培養のため支障があること、その他の正当な理由がないのに同意書を与えないときは、その事情を記載した書面をもつて同意書に代えることができる。

4 前項の規定により許可を受けようとする者が同意書に代えてその事情を記載した書面を提出したときは、知事は、当該許可を受けようとする者及び当該漁業権者から事情を聴取し、必要と認めるときは、協議を命ずることがある。

一部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

(漁船の総トン数及び馬力数の制限)

第四十四条 機船船びき網漁業には、総トン数二十トンをこえる漁船を使用してはならない。

2 空釣(からつり)こぎ漁業には、推進機関の馬力数が百二十七キロワットを超える漁船を使用してはならない。

3 伊勢湾及び三河湾における小型機船底びき網漁業には、推進機関の馬力数が二百六十キロワットを超える漁船を使用してはならない。

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕、一部改正〔昭和四二年規則五七号・平成一四年三九号・二五年一号〕

第四十五条及び第四十六条 削除

削除〔昭和五一年規則七八号〕

(移植の禁止)

第四十七条 らいぎよ(卵を含む。)は、これを河川又は湖沼に移植してはならない。

全部改正〔昭和五一年規則七八号〕、一部改正〔平成一五年規則八号・二〇年二一号〕

(遊漁者等の漁具、漁法の制限)

第四十八条 内水面以外の水面においては、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法で水産動物を採捕してはならない。ただし、漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合は、この限りでない。

- 一 竿(さお)釣及び手釣
- 二 投網
- 三 四つ手網(三メートル平方未満の網に限る。)
- 四 たも網(火光を利用して使用するものを除く。)
- 五 動力を利用しない瀬干漁法
- 六 やす及びは具(まんがを除く。)
- 七 徒手採捕

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号・五六年九〇号・平成一五年八号・二二年三九号〕

(試験研究等の適用除外)

第四十九条 第三十三条から第三十五条の二まで、第三十七条から第四十条まで、第四十二条から第四十四条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下「試験研究等」という。)のための水産動物の採捕について知事の許可を

受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、様式第十一による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、様式第十二による許可証を交付する。
- 4 知事は、第一項の規定により許可するにあたり、制限又は条件を付けることがある。
- 5 第一条の許可を受けた者は、その許可に係る試験研究等の終了後遅滞なくその経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第九条、第十条、第十四条及び第十五条の規定は、第一項の許可に準用する。この場合において、「漁業の許可を受けた者」とあるのは「第四十九条第一項の許可を受けた者」と、第九条第一項及び第十五条第一項中「前条」とあるのは「第四十九条第一項」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反してその試験研究等を行なつてはならない。
- 8 第一項の許可を受けた者が、許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、様式第十三による申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。
- 9 第四項の規定は、前項の許可に準用する。

一部改正〔昭和三三年規則一二号・三五年五七号・四〇年五一号・五六年九〇号・平成一年八号・二〇年二一号〕

(許可船に対する停泊命令及び検査)

第五十条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締りのため必要があると認めるときは、その漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して、その漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。

- 2 前項の規定によるてい泊期間は、四十日をこえないものとする。
- 3 知事は、第一項の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行うものとする。
- 4 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。
- 5 第一項及び第二項の規定は、漁業法第百三十四条第一項の規定による検査を行なわせる場合に準用する。この場合において、第二項中「四十日」とあるのは「十日」と読み替えるものとする。

一部改正〔昭和四〇年規則五一号・平成六年八七号・一五年八号〕

(船長等の乗組禁止命令)

第五十一条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締りのため必要があるときは、その漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、その漁業に従事する船舶への乗組を制限し、又は禁止することがある。

- 2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

一部改正〔昭和四〇年規則五一号・平成六年八七号・一五年八号〕

(無許可船に対する停泊命令)

第五十二条 知事は、合理的に判断して、漁業者が漁業の許可を受けないで、その漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締りのため必要があるときは、その漁業者又はその漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定してその船舶の停泊を命ずることがある。

- 2 第五十条第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。

一部改正〔昭和四〇年規則五一号・平成六年八七号・一五年八号〕

(無許可船に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第五十二条の二 知事は、漁業取締りのため必要があると認めるときは、漁業の許可を受けないでその漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により、その漁業を営む者又はその船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定し、もつぱらその漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又はみずからこれらの設備の封印をすることがある。

全部改正〔昭和三三年規則一二号〕、一部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

(停船命令)

第五十三条 漁業監督吏員は、漁業法第七十四条第三項の規定による検査又は質問をする必要がある

ときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることがある。

2 前項の停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

一 停船信号（様式第十四）を掲げる。

二 サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音一回、長音一回、短音二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

三 投光器によりLの信号（短光一回、長光一回、短光二回）を約七秒の間隔を置いて連続して行う。

3 前項において、「短音」又は「短光」とは約一秒間継続する吹鳴又は投光を、「長音」又は「長光」とは約三秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

一部改正〔昭和三五年規則五七号・四〇年五一号・平成一五年八号〕

（漁場、漁具の標識の設置に係る届出）

第五十四条 漁業法第七十二条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命ぜられた者は、遅滞なくその命ぜられた方法によりその標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届出なければならない。

一部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

（標識の書換え又は再設置等）

第五十五条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくはその標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又はその標識を亡失し、若しくははき損したときは、遅滞なくこれを書換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕

（漁具の標識）

第五十六条 次に掲げる漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者は、その操業中、幹なわ又は網の両端に、水面上一・五メートル以上の高さのぼんでんをつけ、かつ、幹なわ又は網の中間に三百メートル以内の間隔で浮標をつけなければならない。この場合において、夜間（日没から日の出までをいう。）は、そのぼんでんに電灯その他の照明を掲げなければならない。

一 はえなわ漁業

二 いかせん漁業及びかにせん漁業

三 磯（いそ）建網漁業及び三枚網漁業

四 さわら流網漁業及び源式網漁業

2 前項漁具のぼんでんには、その漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

全部改正〔昭和四〇年規則五一号〕、一部改正〔平成二〇年規則二一号〕

第五十七条 削除

削除〔昭和五六年規則九〇号〕

#### 第四章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二条、第三十二条第一項、第三十三条から第三十五条の二まで、第三十七条から第四十条まで、第四十二条、第四十三条第一項、第四十四条、第四十七条又は第四十九条第七項の規定に違反した者

二 第十一条、第三十条第一項、第四十三条第三項又は第四十九条第四項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第三十条第一項の規定による操業の停止の命令に違反した者

四 第三十二条第二項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項又は第五十二条の二の規定による命令に従わない者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

一部改正〔昭和二七年規則六号・三三年一二号・三五年五七号・四〇年五一号・五一年七八号・五八年三六号・平成二〇年二一号〕

第五十九条 第九条第一項（第四十九条第六項において準用する場合を含む。）、第十条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条の規定に違反した者は、科料に処する。

一部改正〔昭和二七年規則六号・三三年一二号・三五年五七号・四〇年五一号〕

第六十条 削除

削除〔昭和四〇年規則五一号〕

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第五十八条又は第五十九条の規定に違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

一部改正〔昭和三五年規則五七号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県漁業取締規則（昭和二十五年愛知県規則第十二号並びに第十四号以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 旧規則の規定に基いてした許可その他の知事の処分であつて、この規則施行の際に効力を有するものは、知事が、この規定に基いてすることができるものに限り、これに基いてしたものとみなす。但し、許可の有効期間は従前の許可の残存期間とする。
- 4 この規則施行前に旧規則により交付した許可証又は漁業鑑札は、この規則の規定により交付した許可証とみなす。
- 5 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、この規則施行後もなお従前の例による。
- 6 第五条及び第六条に掲げる漁業のうち、規則施行前知事の許可を受けないで営むことのできた漁業は、これらの規定にかかわらず昭和二十七年二月末日までは知事の許可を受けないで営むことができる。
- 7 この規則を施行する前に漁船に魚群探知機を装置している者は、この規則施行の日から一箇月以内に第四十四条第一項に規定する様式に準じた書面により知事に届け出なければならない。
- 8 前項の規定により届出した者は、第四十四条第一項の規定により許可を受けたものとみなす。
- 9 第四十五条の規定により漁業に使用する漁船であつて、現にその規定によるものよりもトン数又は馬力を超過するものを使用しているものは、引続き許可を受けた時又は昭和二十六年十一月一日現在において本県の同種漁業に使用されていた漁船を購入し、借り受け、許可を受けた者に限り、昭和三十一年十月三十一日まで使用することができる。

附 則（昭和二十七年三月十日規則第六号）

- 1 この規則は、公布の日三月十日から施行する。但し、小型機船底びき網漁業並びにまき網漁業に係る部分については、漁業法第六十六条の二の規定のうち、小型機船底びき網漁業及び中型まき網漁業に係る部分施行の日から施行する。
- 2 第七条第一項中「五箇年」とあるのは、小型機船底びき網漁業に関しては、昭和三十一年三月三十一日までは「一箇年」と読み替えるものとする。
- 3 この規則施行前に漁業法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百九号）附則第四項の規定により小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業の許可とみなされた当該許可を有する者につき、愛知県漁業調整規則（昭和二十六年愛知県規則第八十五号）に基いてした知事の命令、処分その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基いてしたものとみなす。
- 4 改正前の第四条第一項第一号の規定により、総トン数五トン未満の船舶にしたまき網漁業の許可は、第四条第一項第一号の改正規定に基いてしたものとみなす。
- 5 この規則施行前にした小型機船底びき網漁業、中型まき網漁業に係る行為に対する罰則の適用については、この規則施行後もなお従前の例による。

附 則（昭和三十年十一月十日規則第六十五号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十三年三月二十九日規則第十二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。



2 この規則施行の際、現に改正後の規則第四条第十号に規定する漁業を営む者が、この規則施行の日から三十日以内に、第六条の規定による許可の申請をした場合は、当該申請に対し許否の処分があるまで、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の愛知県漁業調整規則に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十五年十二月十日規則第五十七号）

1 この規則は、昭和三十六年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の愛知県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第四条第一項第一号の規定によりまき網漁業の許可を受けた者は、この規則による改正後の愛知県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第一項第一号の規定により小型まき網漁業の許可を受けた者とみなす。この場合において、許可の有効期間は、改正前の規定による許可の有効期間の残存期間とする。

3 この規則の施行の際現にいかなご船びき網漁業を営んでいる者は、改正後の規則第四条第一項の規定による許可を受けなくても、この規則の施行の日から起算して三十日間を限り、同条同項の規定により許可を受けた者とみなす。その者がその期間内に改正後の規則第六条第一項の規定により申請書を提出した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日までのも、また同様とする。

4 改正後の規則第九条、第十二条から第十五条まで、第二十七条、第三十条及び第三十一条の規定は、前項の規定により許可を受けた者とみなされた者については、適用しない。

5 この規則の施行の際改正前の規則の規定により提出されている届出、申請書又は船舶件名書は、改正後の規則の規定により提出された届書、申請書又は船舶件名書とみなす。

6 この規則の施行前に改正前の規則の規定により交付した許可証は、改正後の規則により交付した許可証とみなす。

7 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三十七年六月十四日規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年二月一日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年十一月五日規則第二百二十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十年八月三十日規則第五十一号）

1 この規則は、昭和四十年九月一日から施行する。ただし、第六条第二項、第十六条第三項及び第二十一条から第二十三条までの規定は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の愛知県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第四条の規定により、いわし・いかなご船びき網漁業、いかなご船びき網漁業、しらす船びき網漁業、えび流網漁業又は改良三枚網漁業の許可を受けた者は、それぞれこの規則による改正後の愛知県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の規定により機船船びき網漁業、しらす機船船びき網漁業、源式網漁業又は三枚網漁業の許可を受けた者とみなす。

3 昭和四十年九月一日において、現に改正前の規則第八条又は第四十九条の規定により交付されている許可証は、改正後の規則第八条又は第四十九条の規定により交付された許可証とみなす。

4 昭和四十年九月一日において、現に改正前の規則第八条の二の規定により表示されている許可番号は、改正後の規則第十条の二の規定により表示されているものとみなす。

5 昭和四十年九月一日において、改正前の規則の規定により提出されている申請書、届書その他の書類は、改正後の規則の相当規定により提出された申請書、届書その他の書類とみなす。

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十一年十月三十一日規則第五十七号）

この規則は、昭和四十一年十一月一日から施行する。

附 則（昭和四十二年十一月十日規則第五十七号）

この規則は、昭和四十二年十一月十五日から施行する。

附 則（昭和四十三年十一月二十九日規則第六十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十四年四月十六日規則第二十二号）

この規則は、昭和四十四年四月二十三日から施行する。

附 則（昭和四十四年十月六日規則第五十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十五年十月三十日規則第百六号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の愛知県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）第四条の規定により、さわら流網漁業、源式網漁業又は三枚網漁業の許可を受けた者は、それぞれこの規則による改正後の愛知県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の規定によりさし網漁業の許可を受けた者とみなす。

3 この規則の施行前に改正前の規則の規定により交付した許可証は、改正後の規則の相当規定により交付した許可証とみなす。

4 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により提出されている申請書、届書その他の書類は、改正後の規則の相当規定により提出された申請書、届書その他の書類とみなす。

5 この規則の施行の際、現にさし網漁業（源式網漁業、さわら流網漁業、三枚網漁業を除く。）及び固定式さし網漁業を営んでいる者は、この規則施行の日から起算して一か月間は、この規則の規定にかかわらず許可を受けないで当該漁業を営むことができる。

6 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年一月十六日規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年八月十八日規則第七十八号）

1 この規則は、昭和五十一年八月二十八日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年七月五日規則第七十一号）

この規則は、昭和五十三年七月五日から施行する。

附 則（昭和五十六年十月二十八日規則第九十号）

1 この規則は、昭和五十六年十一月一日から施行する。ただし、第三十五条第一項及び第三十八条の改正規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年六月十三日規則第三十六号）

この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年九月十四日規則第六十八号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十年四月十五日規則第四十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年九月二十八日規則第六十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月十三日規則第十一号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年九月三十日規則第八十七号）

この規則は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。ただし、様式第一から様式第十四までの改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成七年九月十一日規則第六十九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十年二月二十三日規則第三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年三月十七日規則第八号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日規則第十九号）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の愛知県漁業調整規則第九条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、改正後の愛知県漁業調整規則第九条第二項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則（平成十三年三月二十七日規則第十一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日規則第五十号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年九月二十八日規則第七十五号）

この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。ただし、第二十八条第二項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日規則第三十九号）

- 1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第百五十三号）附則第二条第一項に規定する推進機関を搭載する漁船については、改正後の愛知県漁業調整規則第四十四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船に係るこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十五年三月十八日規則第八号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年十月七日規則第九十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年四月二十七日規則第四十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年四月二十六日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日規則第二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第二十一号）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第四条、第十二条の二第一項、第二十二條又は第二十三條第一項の規定により旧規則第四条第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる漁業に係る許可を受けている者は、それぞれ改正後の愛知県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第四条、第十二条の二第一項、第二十二條又は第二十三條第一項の規定により新規則第四条第一号から第九号まで又は第十一号に規定する漁業に係る許可を受けた者とみなす。この場合において、それぞれの許可の有効期間は、従前のそれぞれの許可の残存期間とする。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第十七条第一項、同条第三項において準用する旧規則第十二条の二第一項又は旧規則第二十二條若しくは第二十三條第一項の規定により旧規則第四条第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる漁業に係る起業の認可を受けている者は、それぞれ新規則第十七条第一項、同条第三項において準用する新規則第十二条の二第一項又は新規則第二十二條若しくは第二十三條第一項の規定により新規則第四条第一号から第九号まで又は第十一号に規定する漁業に係る起業の認可を受けた者とみなす。この場合において、それぞれの認可に係る新規則第十八条第二項に規定する期間は、従前のそれぞれの認可に係る旧規則第十八条第二項の規定により指定された

期間とする。

4 この規則の施行の際現に漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第一項又は旧規則第四条、第十二条の二第一項、第二十二条若しくは第二十三条第一項の規定により、同法第六十六条第一項に規定する中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業又は旧規則第四条第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる漁業に係る許可を受けている者に対する旧規則第四十条の二から第四十一条までの規定の適用については、それぞれの許可の有効期間が満了するまでは、なお従前の例による。

5 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年四月二十一日規則第三十一号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年六月二十二日規則第三十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年四月一日規則第三十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年三月九日規則第六号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年一月二十九日規則第一号）

1 この規則は、平成二十五年二月一日から施行する。

2 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成十三年農林水産省令第百五十三号）附則第二条第一項に規定する推進機関を搭載する漁船について愛知県漁業調整規則の一部を改正する規則（平成十四年愛知県規則第三十九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同規則による改正前の愛知県漁業調整規則第四十四条第三項の規定の適用については、同項中「三十五馬力」とあるのは、「六十馬力」とする。

3 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

様式第1～14 略